

第9-17表 障害者雇用対策

Table 9-17: Employment measures for the disabled

雇用率制度	
日本	「障害者の雇用の促進等に関する法律」 日 [対象となる障害者] 身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者。
	本 [雇用率] 常用雇用労働者数が56人以上の一般民間企業事業主に対し、その常用雇用労働者数の1.8%以上の身体障害者又は知的障害者の雇用義務が課されている(国、地方公共団体、特殊法人等2.1%、都道府県等の教育委員会2.0%)。重度身体障害者及び重度知的障害者については、フルタイムで1人雇用すれば2人、短時間雇用している場合は1人と換算。なお、精神障害者(手帳所持者)は、雇用義務ではないが、雇用率の算定に含めることができる(2005年法改正:2006年4月1日施行)。 [負担金の徴収方法] 法定雇用率未達成の一般民間企業事業主は、1人につき50,000円の障害者雇用納付金を納付する。※当分の間、常用雇用労働者数が300人以下の事業主からは、納付金を徴収しない。 [助成方法] 政府は、障害者を雇用するために職場環境を整備したり、適切な雇用管理を行ったりする事業主に費用を助成している。常時雇用労働者数が300人を超える事業主で雇用率を超えて障害者を雇用している場合に、超えて雇用している障害者の人数に応じて障害者雇用調整金(超過1人27,000円)が支給される。常用雇用労働者数が300人以下の事業主で一定数(各月の常用雇用労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数)を超えて障害者を雇用している場合に、一定数を超えて雇用している障害者の人数に応じて報奨金(超過1人額21,000円)が支給される。 この他、障害者雇用納付金申告もしくは障害者調整金申請事業主であって、前年度に在宅就業障害者に仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、「調整額(63,000円)」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額を評価額(105万円)で除して得た数」を乗じて得た額の特例調整金が支給され、また、報奨金申請事業主であって、前年度に在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し、仕事を発注し業務の対価を支払った場合、特例報奨金が支給される(2005年法改正:2006年4月1日施行)。
ドイツ	「重度障害者法」 日 [対象となる障害者] 「障害者」とは、身体的・知的・心理的影響により社会参加が制約された者で、この参加能力の制約が一時的でない場合をいう。雇用率制度の対象となる障害者は、重度障害者及び ツ 重度障害者とみなす者。
	[雇用率] 2000年10月より新法律(重度障害者失業対策法)に基づき従業員20人以上の事業主を対象に、雇用率を6%から5%に引下げ、2002年10月までに5万人の重度障害失業者を減らせない時は、2003年1月から自動的に6%に復帰する。算定方法は、労働環境への統合が特に困難な重度障害者については、雇用事務所は1人以上最高3人分までカウント、企業で職業教育を受けている若者は1人を2人にカウントし、特別に認められる場合は3人と計算する。 [負担金の徴収方法] 州の中央扶助事務所が、雇用率の達成状況により、雇用調整金を事業主から徴収する。障害者の作業所に委託した事業主は、委託した仕事の請求金額の50%を調整負担金から控除できる。 [助成方法] 州の中央扶助事務所は調整負担金の45%を連邦の調整負担基金に納付。州の中央扶助事務所においては、調整負担金の55%を、職場を障害者の必要に応じて改築したり設備を整備する費用や障害者を雇用するために企業が特別に大きい支出を必要とする場合の費用等に援助する。連邦に納付された調整負担金は連邦雇用庁に必要な財源に充当。連邦雇用庁においては、重度障害者を雇用した事業主に賃金助成等を実施。

第9-17表 障害者雇用対策（続き）

Table 9-17: Employment measures for the disabled (cont.)

雇用率制度	
フ ラ ン ス	「障害労働者雇用優遇法」 〔対象となる障害者〕 不足又は減少した身体的及び精神的能力のため、通常の雇用において職を獲得し、保持することが相当難しい者（労働法典）。雇用義務制度の受益者の範囲は、COTOREP（職業指導・職業再配置専門委員会）によって障害を持つ者として認定された労働者、労働災害あるいは職業病の犠牲者、障害年金の有資格者、旧軍人及びそれと同様の者。
	〔雇用率〕 賃金労働者が20人を超える公共・民間事業主に対し、6%の障害者雇用の義務付け。障害者のうちあるカテゴリーの人々は1人当たり1.5、2.0又は2.5として数えられる。雇用率を満たさなくても3つの代替的手段（納付金制度における拠出金、保護的労働セクターとの下請契約、労使協定による雇用プログラム）をとれば満たしたものと認める。「20人以上」を計算する際に除外できる職種（33種類）を設定。
	〔負担金の徴収方法〕 使用者は、毎年雇うべき障害者1人につき決められた拠出金（最低賃金時給の300～500倍）を障害者職業編入基金（AGEFIPH）に納付する。
	〔助成方法〕 AGEFIPHが拠出金を使用者から徴収し、一般雇用されている障害者の賃金保障、就業している障害者やその使用者に対する一括払いの統合助成金、雇用継続のための資金、職場改善のための資金として助成している。
雇用差別禁止法制度	
ア メ リ カ	「障害を持つアメリカ国法」（1990年制定）により、雇用、公共交通、公共的サービス、電気通信の分野において、一般企業や事業者に対し、障害者の雇用やバリアフリー化を義務付け、義務が果たされなければ、障害者は差別として事業主を訴えることができることとし、障害者の機会均等を保障している。
	〔対象となる障害者〕 個人の主たる生活活動の一つ以上を著しく制限する身体的・精神的機能障害がある者。（機能障害の経歴がある者、機能障害を持つとみなされる者も含む。）
	〔雇用における差別禁止〕 15人以上を雇用する事業主は「有資格の障害者」を障害ゆえに差別してはならない。事業主は「不当な難儀」をもたらす場合を除き、応募する又は雇用される障害者のために「適当な環境整備」をとらなければならない。
イ ギ リ ス	〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合は、障害者等は申立を180日以内に雇用機会均等委員会（EEOC）に行う。EEOCは調査を行い申立が正当であれば雇用主にその行為を止めるように命令、非公式に和解を行うこともするが、成功しなければ訴訟に持ち込むことが可能。近年EEOCでは、代替的な制度として、仲裁の仕組みを設置。
	「障害者差別禁止法」（1995年制定）により、雇用、商品及びサービスの提供、並びに住宅供給の分野において障害者の権利を保障するとともに、教育、公共輸送機関における障害者の利便性にも配慮し、総合的に障害者に対する差別を禁止することを定めている。
	〔対象となる障害者〕 通常の日常生活活動を行う能力に対して相当程度のかつ長期的悪影響を及ぼす身体的又は精神的機能障害のある状態の者。
	〔雇用における差別禁止〕 15人以上を雇用する事業主は、障害者の持つ障害に関連した理由に基づいて、その理由が適用されない他の者の処遇と比べ、その障害者を不利に処遇してはならない。事業主は、障害従業員もしくは将来の障害従業員のために、建物の物理的な特徴や雇用協定について「合理的な調整措置」をとらなければならない。
	〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合には、障害者等は雇用審判所に申立を行うことができる。また、平等人権委員会（EHRC）は、相談を受け、斡旋を行うことができる。

資料出所 日本障害者雇用促進協会障害者職業総合センター（2001.8）「諸外国における障害者雇用対策」、同（2002）「障害者の雇用率・納付金制度の国際比較」、厚生労働省ホームページ等、アメリカ：連邦労働省（<http://www.dol.gov/dol/>）、EEOC（<http://www.eeoc.gov/>）、障害をもつアメリカ国民法関連（<http://www.ada.gov/>）各ホームページ（2008年12月現在）